

経 済 産 業 省

20250226電委第1号
令和7年2月28日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和7年1月20日付け20241219資第11号及び令和7年2月26日付け20250205資第17号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録について、登録することに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たって、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく経済産業大臣へ報告すること。

(別添)

	小売電気事業を営もうとする者	法人番号
1	東光電気工事株式会社	1010001024087
2	m a n o r d a いわて株式会社	1400001014981
3	株式会社エクスレイ	4010001226085
4	株式会社いくさかてらす	4100001036608
5	株式会社足立本店	4270001003104
6	一般社団法人北広島町地域エネルギー会社	6240005015757
7	V i t o l J a p a n 株式会社	9010801035409